

## 郷鎮企業に関する制度・政策の発展段階

— 1949 ~ 1999年 —

鹿 国新・秋山邦裕

(農業経営学研究室)

平成14年8月9日 受理

### Policy Review of the Development of Village and Town Enterprises

— 1949 ~ 1999 —

Guoxin LU and Kunihiro AKIYAMA

(Laboratory of Farm Management)

キーワード：中国農業，人民公社，郷鎮企業，企業成長

#### I. はじめに

郷鎮企業は、中国独特の企業概念である。これは、かつて農村の人民公社と生産大隊レベルで経営されていた集団経済の「社隊企業」が、人民公社制度の解体によって、郷営と村営の集団所有制企業に再編されたものである。さらに、農民が連合経営などの方式で経営する「合作企業」と農民個人が経営する「個人企業」を加え、農村企業は総称として郷鎮企業と呼ばれるようになった。そして、1997年1月1日に施行した「中華人民共和国郷鎮企業法」(添付資料参照)は、郷鎮企業に新たな定義を与えた。すなわち、郷・鎮(所轄村を含む)に立地し、農村集団経済組織、あるいは農民による投資の割合が50%を超えて(および投資割合が50%以下でも農民が支配株と実際の経営権を持つもの)、農業支援任務を負う各種企業である。

郷鎮企業の萌芽は1950年代初期の農村副業と手工業を見られる。50年間に渡って、この形態は急速的に成長してきた。そして、郷鎮企業は現在では、国民経済の重要な構成部分となり、生産の発展、経済の活性化、市場の好況、外貨の獲得、労働力の吸収および農村の建設、国民の生活改善などの面で、重要な役割を果たしている。1999年時点では、そのシェアは国内総生産の約1/4、国家財政収入の約1/5、農民収入の約1/3、工業付加価値の約1/2、外貨収入の約2/5を占めている。

中国では経済発展過程の中に政策の変更により、経済活動に与える影響が極めて大きい。郷鎮企業の急速成長の主な原因は、企業自身のパフォーマンスに由来している。しかし、その発展各段階において、国が策定した制度・政策の影響をも無視できない。本稿では1949年から1999年までの郷鎮企業を取り巻く制度・政策的環境の変化、それに伴う郷鎮企業成長の実態を整理・分析する。研究方法としては、郷鎮企業の発展過程をいくつかの段階に分けて、各段階における制度・政策の基本的特徴を明らかにする。

#### II. 郷鎮企業の歩み

中国の郷鎮企業は、1950年代から始まり、50年間あまりの発展を経て、その展開過程は大体6つの段階に分けられる。すなわち、探索徘徊段階、発展開始段階、高度成長段階、整理向上段階、改革発展段階と調整創造段階である。表1は、1949年から1999年までの政府の郷鎮企業に関する主要な制度・政策をまとめたものである。

##### (一) 探索徘徊段階(1949~1978年)

数千年来、中国の農村は閉鎖的で、自給自足の自然経済であった。そして、商品生産はきわめて未発達であった。新中国成立後、人口が8割集積する農村の経済再建が非常に重要な課題となった。農家の副業生産は収入源として復活を助長すべき対象であっ

表1 郷鎮企業の発展過程における制度・政策の経緯  
Table 1 Outline of systems and policies in the development process

段階	年次	事項
探索徘徊	1949年	中央政治協商会議により、「共同綱領」公布
	1951年	中央政府により、「農業生産の互助合作に関する決議」公布
	1956年	中央政府により、「農業社が副業生産を積極的に発展させる」提唱
	1958年	中央政府により、「人民公社化に関する若干の問題の決議」公布
	1960年	中央政府は、人民公社に対する整理整頓
	1965年	国務院により、「農村の副業生産を大発展させるための指示」公布
	1970年	「北方地域農業会議」開催
	1975年	「全国の農業は大寨に学び会議」開催
	1977年	農村手工業を人民公社の指導管理下におく
1978年	共産党第11期3中全会により、「農業を速く発展させることに関する若干の問題の決定」公布	
発展開始	1979年	国務院により、「社隊企業の発展に関する若干の問題の規定」(草案)公布
	1981年	国務院により、「社隊企業が国民経済の調整の方針を貫徹することに関する規定」公布
	1982年	農業部により、「社隊企業の整頓座談会」開催
	1983年	国務院により、「城鎮労働者の合作経営に関する若干の規定」(1号文書)公布
高度成長	1984年	農業部により、「全国社隊企業工作会議」開催
	3月	国務院により、「社隊企業の創業に関する新局面報告」(4号文書)公布
	1985年	国務院により、「農村経済をさらに活性化させる十項目の政策」発表
	1986年	国務院の1号文書公布
	1987年	国務院の5号文書公布
整理向上	1988年	共産党第13期3中全会により、経済引締め政策実施
	1989年	「天安門事件」発生
	1990年	農業部により、「郷鎮企業を発展させる8つの政策は不変」発表
	3月 6月	「農民株式共同企業臨時規定」公布 国務院により、「中華人民共和国集団所有制企業条例」公布
改革発展	1992年	鄧小平氏の「南方講話」発表
	10月	共産党第14期代表大会開催により、郷鎮企業は国民経済の中核地位確立
	1993年	国務院により、「中・西部郷鎮企業発展加速に関する決定」公布
	11月 1995年 10月	共産党第14期3中全会により、「社会主義市場経済体制の建立に関する決定」公布 農業部により、「郷鎮企業東西合作モデルプロジェクト」公布 共産党第14期5中全会により、「国民経済と社会発展9・5計画及び2010年長期目標の策定に関する提案」採択
調整創造	1997年	「中華人民共和国郷鎮企業法」施行
	1月	国務院により、「全国郷鎮企業工作会議」開催
	3月	国務院・農業部により、「郷鎮企業の状況及び今後改革・発展について意見報告の通達」発表
	9月	共産党第15期代表大会開催
	1998年	江沢民氏の「国民経済と社会発展の全局面の高みから郷鎮企業の重要地位と役割を認識すべき」の講話を発表
	10月 1999年 8月	共産党15期3中全会により、「農業と農村工作に関する若干の重大問題の決定」公布 第9回全国人民代表大会第2回全体会議により、憲法改正 国務院により、「当面の農業構造調整に関する若干の意見について」発表

資料：各種資料により筆者作成。

た。1949年、中央政治協商会議の「共同綱領」において「人民政府の任務は、農業生産と副業の発展を中心とする」と提案された。1951年「農業生産の互助合作に関する決議」が行われ、「農業生産合作社は実際の需要と可能性に基づき、農業と副業が相互に補完しながら、共同発展すること」を目指し、同時に副業生産組、副業生産隊が組織化された。しかし、計画経済のもとで、多くの指導者は農業生産を

優先して、副業生産を軽視する傾向が見られた。その結果、1955年前後には副業生産は停滞した。そこで中央政府は多様な政策を実施し、副業生産の発展に努めた。1956年、「農業社が副業生産を積極的に発展させる」ための条件づくりが提唱され、集団経営は農業社に統一され、また、農民が保有している副業生産のための大型の生産手段は農業社に売り渡され、こうして農業社における副業生産が助長され

ることになった。しかし、農村副業の「公有化」も農と工の連係や地域の実態が考慮されず、形式的に進められたこともあって、これは農村副業の急速な発展を促すものとはならなかった。

1958年、農村の人民公社化が図られ、従来の農業社の中に組織されていた副業生産組、副業生産隊は、人民公社の中の組織として編入されることになった。また、人民公社は、一部の農業労働力を工業労働力へ移転して、製鉄、化学肥料、農薬、セメントを生産し、農村工業化の主體的役割を担うことになった。しかしながら、人民公社営の企業ははじめから大規模化を指向して、当時の経済水準、経営管理能力を越えていたこと、さらには急激な組織変更と強制的な農民資金の収集が農村経済を疲弊させたために、あまり成功しなかった。

そこで1960年、中央政府は全国の人民公社に対して整理整頓を行った。すなわち、人民公社による新しい社営企業の設立を禁止し、従来設立された企業においても生産隊に所属を変更した。そして再び農業社や家庭副業形態にさせるなど、農村副業の見直を図った。その結果、人民公社営の企業数は激減し、その生産額も急速に低下した。こうした状況を打開するために、中央政府は、1965年に改めて「農村の副業生産を大発展させるための指示」を出し、人民公社の生産隊をその経営主体とすることにした。「農業を主としつつ、副業が農業を養成する総合経営」という方針の下に農村副業を発展させる。これ以降、社隊企業の生産は次第に回復する傾向をたどる。その傾向を一層助長したのは、1970年の「北方地域農業会議」と1971年の「農業機械化会議」であった。その主要内容としては次の諸点である。第1に、食糧の生産を突出するとともに、多種の農村経営も発展させること。第2に、農村工業の発展により、いち早く農業機械化を実現させること。さらに「全国の農業は大寨に学ぶ会議」1975年において、社隊企業の発展が農業生産、大工業の発展、ひいては国民生活の安定に寄与すると位置づけ、社隊企業の発展を促した。その後、各地の、特に東部地域の社隊企業は続々と発展してきた。社隊企業は地域の原材料・労働力を利用して、発展することができる。しかし、大工場・企業の原材料・資源と労働力をめぐり市場競争は許されず、その活動範囲は農村地域内に制限されている。社隊企業の発展情勢の需要に適應するため、1976年農林部は国务院の許可により人民公社企業管理局を設立し、さらに、1977年に農村

手工業を人民公社の指導管理下におき、人民公社組織の強化と農業機械化および人民公社工業化を進める基盤を形成した。

要するに、この探索と徘徊段階の社隊企業は、初歩的な発展を遂げた。1978年までに、社隊企業数は152万あまりに達し、吸収した農業余剰労働力数は2,826万人、企業総生産額は515億元であった。

## (二) 発展開始段階 (1979~1983年)

1970年代半ばまで、農村副業に対する政策は農村経済におけるその重要な役割を認識しつつも、農村副業を社会主義的な計画経済の範囲に如何に編入し、如何に中央政府の管理の下に組織化していくかに重点がおかれていた。しかしながら、中国農村は依然として経済停滞状況から脱することができず、新たな政策を必要としていた。

1978年12月に、歴史的に見て重要な意義ある共産党第11期中央委員会第3回全体会議（「三中全会」と略称）が開かれた。農村経済を振興し、数多くの農民たちを豊かにするという方針のもとで、農業部門において多様な改革の試みが開始された。そこで、社隊企業も歴史的な転機を迎えた。「農業を早く発展させることに関する若干の問題の決定」の発表により、次のような政策措置が出された。その内容は、①経済合理性の原則に従い、農村での加工に適した農産・副産品は徐々に社隊企業で加工するようにすること、②都市の工場は、農村での加工に適した一部の製品や部品の生産を計画的に社隊企業へ移し、設備の支援、技術指導を行うべきこと、③社隊企業の生産・購買・販売を各級の国民経済計画と結びつけ、流通経路の円滑化を保證すべきこと、④国は、社隊企業に対してそれぞれの状況に応じて減税または免税の政策を実施すること、などである。そして、国务院は1979年に「社隊企業の発展に関する若干の問題の規定」を公布し、上述の政策措置を具体化した。とくに、経営範囲としては、従来認められてきた農産物加工業、農業用工業、エネルギー・原材料工業のほかに、国营企業の下請け、建築業、運輸業、サービス業など事業を認めた。または、優遇措置として新設企業に対しては最初の2、3年間、税金を免除された。この「規定」は、社隊企業の発展に関して中央政府が初めて法律的な形式で公布したものである。

こうした政策の大転換は、農村の経済活動を活発化させる契機となった。だが、それが経済秩序の混

乱や、大工業との原料争奪など、さまざまな犯罪や企業の倒産などをももたらした。そうした状況に対応するために、1981年に国務院は「社隊企業が国民経済の調整の方針を貫徹することに関する若干の規定」を公布し、社隊企業の整理を命じ、とくにタバコ工場、綿紡織工場、製塩場、製菓工場に対しては、厳しい整理措置を要求した。1982年、農業部は「社隊企業の整頓工作座談会」を開催し、社隊企業の改革に関する方針を打ち出した。また国務院は、1983年に公布された「城鎮労働者の合作経営に関する若干の規定」の中で、農村労働力の小都市合作経営企業での雇用を認めた。そして、1984年2月に国務院は「農村個人工商業に関する若干の規定」を公布し、食糧の配給を行わず、農村の戸籍のままという条件で、農村労働力が小都市で個人企業を経営することを認めた。これらの政策変化によって、1953年以来30年間つづけられてきた都市と農村の間の厳しい労働力移動制限が緩和され、農村労働力の都市への移動に道が開かれた。この意義は極めて大きい。

この段階で、積極的に社隊企業をリードするために、中央政府は企業の経営範囲、経営方式、借款、計画、流通、税収など様々な経済的援助策を実施した。社隊企業の発展に基本的な政策的根拠と制度的保証が与えられ、農民の自主性や積極性が引き出された。こうして社隊企業は大きく発展を遂げた。1983年まで、社隊企業の従業員数は3,235万人、総生産額は1,019億元になり、1978年と比較してそれぞれ14.4%、60.9%増加した(表2)。

表2 社隊企業の発展状況(1978-1983年)  
Table 2 The development conditions of village and town enterprises (1978~1983)

	企業数 (万个)	従業員数 (万人)	総生産額 (億元)	利潤額 (億元)	税金額 (億元)
1978年	152	2827	515	95	22
1979年	148	2909	561	112	23
1980年	142	3000	678	126	26
1981年	134	2970	767	123	34
1982年	136	3113	892	129	45
1983年	135	3235	1019	137	59

資料：1)「中国統計年鑑」(1992)より作成

2) 1978年の数値は「中国統計摘要」(1990)より

### (三) 高度成長段階(1984~1988年)

この期間に、人民公社制度が解体され、各戸請負制度の導入されたことに伴い、郷鎮企業は急成長期を迎えることとなった。

1984年に農業部は「全国社隊企業工作会議」を開催し、そこでの議論を「社隊企業の創業に関する新局面」という報告にまとめ、国務院に送付した。今後の社隊企業の発展に関する基本方針が提案された。

そして1984年3月に、中央政府がこの「報告」を受けて国務院第4号文書として公布し、その実施を全国に通達した。これは極めて重要な政策変更であり、従来の農村工業化政策を次の点で大きく変えた。①社隊企業を郷鎮企業に改名し、従来の集団が経営する社隊企業のほかに、複数の農民が共同で作った合作企業、その他の形式の合作企業、個人経営企業をも郷鎮企業概念に包括された。②郷鎮企業と国営企業の平等な扱いを認めた。制度面において、従来の農村地域における工業発展の制限と国営工業保護措置を撤廃し、郷鎮企業と国営企業との相互の競争を認めた。③極めて明確に郷鎮企業の意義や役割を指摘し、企業発展の指導方針を制定した。そして、郷鎮企業の新たな局面を切り開く歴史的任務を提出し、郷鎮企業の借款の政策問題に関する規定を作った。この報告は郷鎮企業の大々の発展の基礎を築いた。1985年、中央政府は従来の郷鎮企業の技術水準の低さを改善するために、1号文書「農村経済をさらに活性化させる十項目の政策」を発表した。そこで注目すべきなのは、科学研究・普及機関、大学・専門学校および都市企業は、郷鎮企業の委託研究を引き受け、研究成果を移転し、また企業と「研究-生産連合体」を組織し、共同でリスクを負担して利益を受けることができるようになった点である。

その後、中央政府は農村問題に関して1986年の1号文書、1987年の5号文書を相次いで発表し、郷鎮企業の内部組織の制度建設、城郷関係の協調、農業と農村非農産業の協調発展などの問題に言及し、郷鎮企業の発展を重視している。

以上のような助成政策に加えて、農産物価格の引上げと免税政策によって、農村には農業余剰資金が蓄積された。さらに生産請負制の実施により農業労働力が解放された。また、人民公社の解体により農村の規制が緩和された。これらの要因により郷鎮企業は急速的に成長し、経済発展の重要な役割を担うことになった。この段階において、郷鎮企業は郷村の二級経営企業の枠組を打破し、農民経営の個人企業と共同経営企業の郷鎮企業総生産額に占める割合が大幅に増加した。経済的な合作が大量に出現し、東部地域の郷鎮企業は技術や資金的な優勢を発揮した。また、西部の資源や労働力の優勢をも取り込ん

で、共同経営企業はますます多くなった。都市の国営企業は農村に拡散し、農民は都市部に進出して第三次産業を行った。これらの新たな変化は、全国の郷鎮企業がすでに新しい発展段階に突入したことを意味するものである。

1988年には、郷鎮企業の従業者数は9,545万人、総生産額は7,018億元、利税額836億元になり、1978年と比べてそれぞれ237.6%、1262.7%、710.9%と増加した(表3)。当時、鄧小平氏は郷鎮企業の成長に対して「異軍突起」と高く評価した。

表3 郷鎮企業の発展状況(1984-1988年)  
Table 3 The development conditions of village and town enterprises (1984~1988)

	企業数 (万個)	従業員数 (万人)	総生産額 (億元)	利潤額 (億元)	税金額 (億元)
1984年	607	5028	1710	188	90
1985年	1222	6979	2728	275	137
1986年	1515	7937	3583	379	177
1987年	1750	8805	4946	381	222
1988年	1888	9545	7018	526	310

資料:「中国統計年鑑」(1992)より作成

#### (四) 整理向上段階(1989~1991年)

1988年に中国経済全体の過熱が深刻化したことを契機に、共産党の第13期3中全会が開催され、金融の引き締めなどの3年間の「整理整頓」が行われた。国家の郷鎮企業に対する政策にも変化が生じ、郷鎮企業は再び厳しい試練の時期を迎えた。

郷鎮企業の規模が零細なため資源やエネルギーの利用効率が低い、また競争的な市場システムが確立されていないため郷鎮企業の営業活動に不正行為が起している、さらには郷鎮企業の急成長により国営企業の経済活動が妨げられている、などの問題点が指摘された。その対策として、新しい企業の設立が厳しく審査されるようになり、既存の企業に対しては「廃業、営業停止、合併、転業」などが実行された。なお、郷鎮企業に対する銀行借款の抑制、財政上の優遇措置の取り消しと同時に、徴税の強化を図られ、そして原材料やエネルギーの価格が引き上げられ、特定製品の生産については許可制度が採用された。郷鎮企業はこのような一連の政策の影響を受け、さらに1989年発生した「天安門事件」の影響が加わり、一時的な落込み現象がみられた。1989年末には郷鎮企業数は前年より20万社減少し、従業員数も180万人減少した。農村工業をはじめとする郷鎮企業全体の成長スピードが下降し、農業余剰労働力

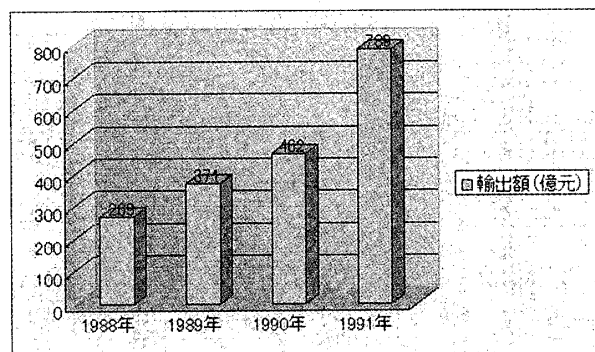
の離農も急激に減少した。1989年と1990年には郷鎮企業から農業への労働者の「逆流現象」さえ発生した。

上述の情勢に対処するため、中央政府は、郷鎮企業の「合法的な権利と利益を保障」し、その「健全な発展へ導く」ために、「積極的に援助し、合理的に計画し、正しく誘導し、管理を強化する」方針が実行されていた。1990年1月に、農業部は「郷鎮企業を発展させる8つの政策は不変である」ことを発表した。つまり、①郷鎮企業を発展させる政策、②公有制を主体としつつ、各種所有制の企業を発展させる政策、③計画経済と市場調節を結合させる政策、④労働に応じた分配を中心とする各種の分配形式を堅持する政策、⑤請負経営責任制と工場長責任制を堅持する政策、⑥企業経営者の役割を發揮する政策、⑦科学技術者を農村に行かせることを激励する政策、⑧郷鎮企業管理部門と他の関連部門の関係を協調させる政策。その後、郷鎮企業の權益を法的に保護するために、同年3月に國務院は「農民株式共同企業臨時規定」を公布、施行した。その狙いは自営・私営企業の規範化を図るところにあった。郷村所有企業を株式合作企業へと転換する政策が進められた。6月には「中華人民共和国郷村集団所有制企業条例」が公布された。郷村集団所有制企業の合法的權益が保証され、企業の健全な発展のために、積極的な役割を担うことが期待された。こうした政策を受けて、郷鎮企業は徐々に復活していった。

一方で、国内経済環境の圧力と政府の一連の外向型経済政策の助成により、郷鎮企業は1990年代に入って、めざましい輸出実績をあげた。こうして外向型発展戦略が初歩的に確立された。つまり、外国の資本、技術、設備、先進的な管理などを受け入れ、海外市場への進出にも積極的な取り組みがなされた。1991年5月に農業部・対外経済貿易部が共催した「全国郷鎮企業輸出工作会議」で、外向型郷鎮企業の発展を促すために以下の政策が提起された。①工業開発区を作り、外資誘致の環境条件を改善する。②外資の誘致に力を入れる。③外向型の企業集団を作り、国際競争力を高める。④外向型郷鎮企業の重要性が強調する。以上のような政府の強力な政策的後押しにより、外向型郷鎮企業は予想以上の速度で成長してきた。郷鎮企業の輸出総額は1991年に789億元に達し、1988年と比べ約2倍であり、全国輸出総額の約3割を占めている(図1)。とくに、沿海地域の広東省、浙江省、江蘇省、青島市、大連市な

どにおいては、郷鎮企業の輸出額は同地域輸出総額の半分以上を占めるようになった。

図1 郷鎮企業の輸出額の成長状況(1988-1991年)  
Figure 1 The increment of export values of village and town enterprises (1988~1991)



資料：「中国統計年鑑」(1992)より作成

#### (五) 改革発展段階(1992~1996年)

1988年の「第13期3中全会」の経済引き締め政策や、1989年の「天安門事件」の影響により、中国の改革・開放路線は一時後退を余儀なくされた。個人企業をはじめ郷鎮企業の成長も低迷した。しかし、1992年初めの鄧小平氏の「南方講話」をきっかけに、改革・開放・現代化建設が全面的に加速され、郷鎮企業は再び急成長を遂げはじめた。

1992年10月に開催した第14回党大会で、中央政府が「郷鎮企業の発展は農村経済の繁栄、農民収入の増加、農業現代化の促進、国民経済発展における必然的な道」と強調した。これにより、郷鎮企業は国民経済の中核的な地位と中国の中小工企業の中の主役的な地位を確保した。1992年に発表された国务院の農業部による「郷鎮企業の持続的健全な発展促進に関する報告批准の通達」は、各級人民政府と関連部門が郷鎮企業の発展を戦略的任務の1つとした。確実に指導を強化し、まじめに国の郷鎮企業に対する一連の政策法規の実行を貫徹し、さらに有力な措置を講じて、郷鎮企業の発展を促進していかなければならないとした。また、同大会で決定された中・西部地域と少数民族地域の郷鎮企業の発展支援を受けて、「中・西部の郷鎮企業発展加速のための経験交流会」が開催され、1993年1月同交流会の決議は国务院の政策方針として施行された。つまり、郷鎮企業発展の加速を中西部地域の経済活動の戦略的重点として、産業政策や金融政策などの面で扶助していかなければならないと指摘した。

その後1993年11月、党の「14期3中全会」は「社会主義市場経済体制の建立に関する若干の問題」を打ち出した。これによって中国の経済体制は伝統的な計画経済から社会主義市場経済体制への転換を開始した。その中では郷鎮企業の重要性が強調され、その発展を後押しする形となった。この重大な政策転換は、郷鎮企業の発展に対してよい体制環境を提供した。1995年2月、農業部は「郷鎮企業東西合作モデルプロジェクト」を公布し、中西部地域の郷鎮企業発展の幕があげられた。そして、1995年10月の共産党の「14期5中全会」において「国民経済と社会発展九・五計画および2010年長期目標の策定に関する提案」が採択された。この「提案」の中では、①農村開発に関して、農、林、牧畜、漁業および農産品加工工業を含む総合的な開発を促進する、②農村経済の発展の加速化と農民の雇用と所得の増加に資する、③郷鎮企業の一層の発展などが重点目標とされている。

この段階において、郷鎮企業が自ら輸出入の権限を与えられたことを指摘しておかなければならない。1991年に、輸出に対する財政補助金の制度が廃止され、生産企業と貿易会社はほぼ同じ条件のもとで対外貿易を行うことが可能となった。郷鎮企業は直接的に輸出入の業務を行う権限を授与された。その企業数は1992年20社、1993年に156社と急速に増加している。または、1993年、郷鎮企業450社は海外進出を果たした。外向型郷鎮企業の発展が新しい局面を迎えた。

この段階において、郷鎮企業は社会主義市場経済の大波の中で、先頭に立って新しい発展段階に入りつつある。1996年に郷鎮企業の従業員数は約1.3億人、付加価値額は約1.8万億元、輸出額は6,008億元、利税総額は6,235億元に達した。その中、従業者の数と利税総額はそれぞれ1978年の4.6倍、56.8倍

表4 郷鎮企業の発展状況1992-1996年  
Table 4 The development conditions of village and town enterprises (1992~1996)

	従業員数 (万人)	付加価値額 (億元)	輸出額 (億元)	利潤額 (億元)
1992年	10581	4485	1193	494
1993年	12345	8007	2193	863
1994年	12017	10928	3398	1035
1995年	12861	14595	5395	1280
1996年	13058	17659	6008	1436

資料：1)「中国統計年鑑」(1995・1999)

2)「中国郷鎮企業年鑑」(1999)より作成

となった。この段階は郷鎮企業の発展の第三段階に次ぎ史上2番目の成長期といえる(表4)。

#### (六) 調整創造段階(1997以降)

1997年は、郷鎮企業の発展歴史の中で重要な年といわれている。社会主義市場経済の要求と郷鎮企業の多様な形式発展の現状に適応するため、党中央と国務院は一連の政策・法規を策定した。

注目すべきなのは、1997年1月1日施行された「中華人民共和國郷鎮企業法」である。本法の目的は、「郷鎮企業の持続的な発展を助長し、郷鎮企業の合法的な権益を保護するとともに企業の行為を規制し、農村経済の繁栄と社会主義現代化建設を促進すること」と明記されている。または、法の中で郷鎮企業は農村経済の中核であり、国民経済の重要な構成部分として位置づけられた。「郷鎮企業法」の公布により、中央政府は長い間に策定してきた一系の方針政策を法律の形で固定し、それによって郷鎮企業の発展を法制の軌道に乗せた。そして、「全国郷鎮企業工作会議」が開かれ、国務院は「郷鎮企業の状況および今後の改革発展について意見報告」を農業部に送り、各級の党、政府の指導者に対し、郷鎮企業を国民経済と社会発展の総合計画に組み入れることを要請した。これらの制度・政策によって、郷鎮企業改革の深化と持続的発展にとってより良好な環境を作り出したことは間違いない。

しかし、市場経済の深化に伴い、需要不足が表面化し、さらには大洪水、アジア金融危機による輸出の停滞など、内外の不利な要素の影響を受け、郷鎮企業の経済成長は減速傾向を強いられた。①1997年郷鎮企業の成長率は18%となったが、90年代前半平均より24.3%減少した、②輸出額増加も大幅に下降し、成長率は16%にとどまっていた、③赤字企業が郷鎮企業全体の8%を占めていた、④雇用吸収にも減退し、前年同期比458万人と減少した。1998年になって、外部の経済環境はさらに悪化し、アジア金融危機は蔓延しつづけた。その影響が数多くの経路や方法を通じて中国の経済に浸透していき、国内市場の牽引力はさらに弱まった。都市や農村の市場は不況に陥り、または一部の企業の産品構造の不合理、企業管理や技術面などの問題も加わった。郷鎮企業は、そうした空前の圧力を受け止めることとなった。

上述の情勢に対処するために、1997年9月から開催された第15期共産党大会において、郷鎮企業の所有制改革が本格的に開始された。それによって、郷

鎮企業の経営効率は改善する兆しを示した。また、1998年4月、江沢民氏は「国民経済と社会発展の全局面の高度から郷鎮企業の重要な地位と役割を認識すべき」という講話を発表し、郷鎮企業の経営者と従業員に経営意欲を喚起させた。さらに、同年10月、共産党第15期第3回全体会議において、「農業と農村工作に関する重大問題の決定」を公布し、郷鎮企業が国民経済の新たな成長点を促進する重要な力であることを指摘した。郷鎮企業の振興策が打ち出され、今後の郷鎮企業の発展について、具体的な戦略方針が提出された。すなわち、①市場志向によって構造を調整すること、②農業の産業化経営の需要に合わせて、農・副産品の加工、貯蔵、運輸などの産業を発展させること、③東部地域の郷鎮企業は、科学技術による付加価値の高い製品を外向けに生産することにより経済を発展させること、④中西部地域の場合、労働集約型と資源加工型の企業を発展させるとともに、新技術による品質と効率の向上に力を入れること、などである。この時期に、郷鎮企業は政府の指導方針に従い、量の増加の追及とともに質を重視して、品質・ブランド意識を確立し、企業改革を深化させ、企業体質と経済効率は新たなレベルに向上した。

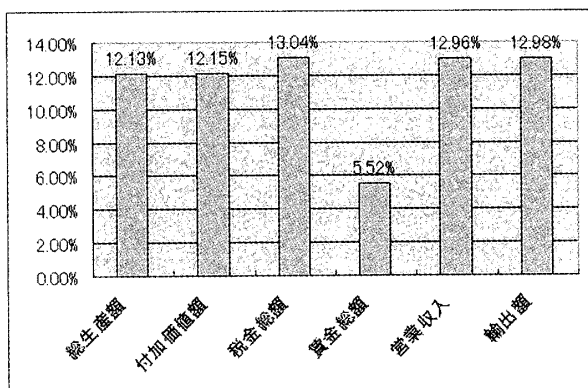
1998年にはアジア金融危機及び国内の大洪水の影響を受けたにもかかわらず、郷鎮企業は引き続き安定的な発展趨勢を保っていた。1998年末の統計によると、郷鎮企業の付加価値額は前年同期比17.3%、営業収入は17.8%、従業員賃金は9.2%、利潤総額は10.1%増加、納めた税金は7.3%、それぞれ増加となった。一方、情勢はあまり楽観的ではないが、一部の企業は激しい市場競争環境に適応できず、赤字を出すところが続出した。債務超過に陥ってしまった企業も急増した。1998年、赤字になっている企業数は全体の15%になり、前年比7%と上昇した。輸出状況は依然として厳しく、1998年の輸出額は前年比わずか2.5%の増加、郷鎮企業の従業員数は前年比513万人も減少した。

そして1999年3月に開催された第9期全国人民代表大会第2回全体会議では憲法改正案が採択された。その中で、①私有企業の存在を「公認」して、私有財産を保証することが明記されたこと、②私有企業は「社会主義市場経済の重要な構成部分」として位置づけられたこと、などは注目に値する。このような動きにより、ここまで、全国郷鎮企業数の95%を占めている個体私営企業のが、全国各地で郷鎮企業

の新たな成長ポイントとして重視され、郷鎮企業の経済成長の牽引力となった。その後、農業部は8月に、国務院を通じて「当面の農業生産構造調整に関する若干の意見について」という通達を発表し、農業の構造調整の必要性を強調した。その狙いは、経済成長が比較的順調で余力のある今こそ、中国農業の持続的な発展を実現するため、郷鎮企業をはじめとして、高付加価値化、高効率化を実現すべく構造調整を行っていくということにおかれている。そこで、郷鎮企業は中央政府の方針に基づいて、国内・国外2つの市場に向けて産業構造・産品構造を調整し、管理レベルと技術水準の高めるように努めてきた。全国の郷鎮企業は1999年に良好な経済発展の姿を呈し、前年と比べ、主要な経済指標が安定的な成長幅を保っている(図2)(表5)。

図2 1999年郷鎮企業の主要経済指標の成長状況  
(1998年比)

Figure 2 The increment of main economic indicators of village and town enterprises in 1999.



資料：農業部ホームページより作成

表5 郷鎮企業の発展状況(1997-1999年)

Table 5 The development conditions of village and town enterprises (1997-1999)

	従業員数 (万人)	付加価値額 (億元)	輸出額 (億元)	利潤額 (億元)
1997年	13050	20837	6568	1442
1998年	12537	24379	6737	1556
1999年	12704	24883	7744	1789

資料：「中国郷鎮企業年鑑」(1999)、及び農業部ホームページより作成

### III. まとめ

郷鎮企業の成長における制度・政策的な要素は無視できない。50年間の郷鎮企業の発展過程を振り返

ると、郷鎮企業の発展には、制度・政策転換が果たした役割がきわめて大きい。また制度・政策転換に伴う国民経済の諸変化、かつ国際環境の影響を受けて、郷鎮企業は大きな成長チャンスをとると共に、厳しい状況にも直面した。

郷鎮企業の一層の発展を促進するためには、以下のような制度・政策の課題がある。

第1に、これまで取られてきた郷鎮企業の発展に有利な諸制度・政策をその方向を変えずに促進することが望まれる。

第2に、私営郷鎮企業に対する政策的支持を一層強めることが、郷鎮企業部門の効率性向上に寄与することになる。集団企業に対しても、財産権利の明確化や、所有と経営の分離、経営者所有企業の創出のための制度的改革をさらに拍車をかけるべきである。

第3に、WTOの加盟により、国際的競争が一層激しくなるという現実の中で、外向型郷鎮企業の持続的な発展を促進するため、法の整備や国内・外市場環境づくりに力を入れることが重要である。

第4に、企業の体質は人間の素質によって決められる。郷鎮企業に対して人材の教育訓練制度や社会保障制度の完備させることが不可欠である。

第5に、郷鎮企業の発展に伴い、農村部の都市化が順調に進めば、都市と農村間の所得格差は縮小に転じる。早晚、戸籍制度の改革が課題となるであろう。

## 要 約

中国の郷鎮企業は、1950年代から始まり、50年間あまりの発展を経て、急速的に成長してきた。現在では、国民経済の重要な構成部分となり、農村の建設、国民生活の改善など面で、重要な役割を果たしている。郷鎮企業の成長の主な原因は、企業自身のパフォーマンス由来している。しかし、その発展過程において、国が策定した制度・政策の影響をも無視できない。本稿では1949年から1999年までの郷鎮企業を取り巻く制度・政策的環境の変化、それに伴う郷鎮企業成長の実態を整理・分析して、その基本的特徴を明らかにする。郷鎮企業の発展過程は大体6つの段階に分けられる。すなわち、探索徘徊段階、発展開始段階、高度成長段階、整理向上段階、改革発展段階と調整創造段階である。21世紀に向けて、郷鎮企業の持続的な成長を促進するためには、以下



のような制度・政策の課題がある。

1. 郷鎮企業の発展に有利な諸制度・政策をその方向を変えずに促進することが望まれる。
2. 私営企業に対する政策的支持を一層強めること。一方、集団企業に対して、制度的改革をさらに拍車をかけるべきである。
3. WTOの加盟によって競争強化のため、法の整備や市場環境づくりに力を入れることが重要である。
4. 郷鎮企業に対して人材の教育訓練制度や社会保障制度の完備させることが不可欠である。
5. 戸籍制度の改革は目前の課題となる。

#### 【参考文献・資料リスト】

1. 巖善平：中国農村・農業経済の転換（1997）P 26-31. 勁草書房
2. 任文侠：現代中国の企業経営（1991）P 114-131. 文真堂
3. 丸川雄知編：中国企業の所有と経営（2000）P 145-168. アジア経済研究所
4. 袁若飛編：郷鎮企業経営管理概論1994, 北京農業大学
5. 中国統計年鑑：中国統計出版社（1992. 1995. 1999）
6. 中国統計摘要：中国統計出版社（1990）
7. 中国郷鎮企業年鑑：中国農業出版社（1999. 2000）
8. 郷鎮企業政務信息（第一集）：大連郷鎮企業管理局編（2000）
9. 中国農業部ホームページ
10. 中華人民共和国郷鎮企業法（1997）

### Summary

Village and town enterprises have existed since the early 1950s in China and have developed rapidly over the last 50 years. Today, they are an important part of the national economy and play a central role in the development of villages and in the improvement of national living standards. Although the growth of village and town enterprises depended largely on their own performance, we cannot disregard the effects on the development process of systems and policies implemented by government. The aim of this article is to assess the changes in institutional and policy conditions related to the development of village and town enterprises from 1949 to 1999. Moreover, we make the basic conditions of those enterprises clear. The development process of village and town enterprises can generally be divided into 6 stages, i.e. exploration and fluctuation, initiation, rapid growth, increased regulation, reformation, and innovation. Facing the 21<sup>st</sup> century, in order to facilitate continuous development of village and town enterprises, the main points of policy can be outlined as follows:

1. Promote and maintain the beneficial policy towards village and town enterprises.
2. On the one hand, intensify the policy support of private enterprises, on the other hand, further innovate upon collective-owned enterprises.
3. Adapt to the WTO, prepare and perfect the law, make good market conditions.
4. Bring to completion systems for social security and the training of personnel.
5. Introduce a registered permanent residence policy as soon as possible.

**Key words:** Chinese agriculture, people's commune, villages and towns enterprise, growth of firm

## 【参考添付資料】

## 中華人民共和国郷鎮企業法

(1997年10月29日第8回中国人民代表大会常務委員会第22次会議)

第一条 この法律は、郷鎮企業の持続的な発展を助長し、郷鎮企業の合法的權益を保護するとともに、郷鎮企業の行為を規制させ、農村経済の繁栄と社会主義現代化建設を促進することを目的とする。

第二条 ここでいわゆる郷鎮企業とは、農村部に立地し、農村集団経済組織、あるいは農民の自発的な投資を主として、農業支援任務を負う各種企業である。

前項の「農村集団経済組織と農民の投資を主とする」というのは、その投資額が50%を超えること、あるいは投資額が支配株と掌握している場合には、50%を上回る外部投資を受け入れることができることである。

郷鎮企業は法律によって成立し、企業法人の資格を取得する。

第三条 郷鎮企業は農村経済の中核であり、国民経済における重要な構成部分である。

郷鎮企業は、商品経済の発展、社会サービスの提供、社会有効供給の増加、農村余剰労働力の吸収、農家収入の提高、農業の支援、農業と農村現代化の推進、国民経済と社会事業発展の促進などを主な任務とする。

第四条 郷鎮企業の発展には、農村集団経済を主体として、多種経済成分の共同発展という原則に従う。

第五条 国は、郷鎮企業を積極的に助長し、合理的に企画・指導するとともに、法律に従って管理する。

第六条 国は、経済発達地域の郷鎮企業、あるいは経済組織が多種多様な形式で経済発展途上地域に郷鎮企業を興すことを支援し、奨励する。

第七条 国務院の郷鎮企業行政管理部門と関連部門は、各自の職責に応じて、全国範囲の郷鎮企業を企画・協調・監督・助成する。県以上各レベルの地方人民政府の郷鎮企業行政管理部門と関連部門は、各自の職責に応じて、各自行政区域内の郷鎮企業を企画・協調・監督・助成する。

第八条 法律によって登記した郷鎮企業は、地元の郷鎮企業行政管理部門へ報告して記録に載せる手続を行うべきである。

第九条 郷鎮企業は都市に支店を設立する場合、または農村集団経済組織が都市に農業支援という任務を負う企業の設立する場合には、郷鎮企業と認められる。

第十条 農村集団経済組織の出資による郷鎮企業の財産権は、当該企業が所在する郷村の農民全体所有に属する。

農村集団経済組織とその他の企業組織、あるいは個人共同出資により設立する郷鎮企業は、その財産権が出資額によって投資者に属する。

農民による組合、あるいは単独出資により設立する郷鎮企業の財産権は、当該企業の投資者に属する。

第十一条 郷鎮企業は、法律によって、独立採算、自主経営、損益について自分で責任を負う。

法人資格を有する場合には、郷鎮企業に法人財産権が帰属する。

第十二条 国は郷鎮企業の合法的權益を保護し、企業の合法的財産を侵犯してはいけない。

組織と個人が、法律・行政法規を違反する上に郷鎮企業の生産経営を干渉、責任者を更迭、または郷鎮企業の財産を不法占有あるいは無償使用することはいけない。

第十三条 郷鎮企業は、法律・行政法規によって設立し、出資者は企業の重大事項、経営管理制度の建立に対する決定権を与えられ、権利を享有するとともに義務を履行する。

第十四条 郷鎮企業は、法律によって民主的管理を行い、出資者が企業管理制度の制定、経営方針の確立、従業員の賃金・福利厚生決定、労働保護・労働安全などの重大な事項について労働組合ないし従業員の意見を聴取すべきである。実施状況を定期的

に従業員に公布し、従業員の監督を受ける。

第十五条 国は、条件がある地域に郷鎮企業の従業員社会保険制度の建立、整備させることを激励する。

第十六条 郷鎮企業の停業、停止する際には、社会保険制度の規定と労働契約により従業員をあてがう。本来の農村集団組織に属する従業員は、当該組織に戻って、生産に従事する権利があり、あるいは自ら職業を求めることができる。

第十七条 郷鎮企業は、農業支援、農村への社会的支出を納税後の利潤から、負担することが義務づけられ、その比例と実施方法は省、自治区、直轄市人民政府が決定する。

機関、組織と個人は、法律・法規に背き、郷鎮企業に支払費用、寄附金などを割り当てることはできない。

第十八条 国は、郷鎮企業の発展状況による一定期間内の減税措置が実施する。その税種、期間と比例を国務院が決定する。

第十九条 国は、次に掲げるいずれかの要件に該当する中小型郷鎮企業に対して、異なる状況による一定期間の税制優遇を与える。

- (一) 創業初期に経営困難がある集団所有制企業。
- (二) 少数民族地域、辺鄙な地域、貧困地域に立地する企業。
- (三) 食糧、飼料、肉類の加工、貯蔵、運輸経営に従事する企業。
- (四) 国の産業政策規定により、特別に援助する企業。

前項の税制優遇の実施方法は国務院が規定する。

第二十条 国は、信用手段を用いて、郷鎮企業の発展を助長する。前項の要件かつ貸付要件に符合する郷鎮企業に対して、国の金融機関が優先的に貸し付けている、その中、生産資金が困難であり、しかも将来性がある企業に優遇政策を与える。

前項の優先貸付は、優遇政策の実施方法は国務院が規定する。

第二十一条 県レベル以上の人民政府は、国の規定に従って、郷鎮企業発展基金を設立することができる。

る。その基金は、下記の資金から構成されている。

- (一) 財政支出による、郷鎮企業発展のための回転金。
- (二) 郷鎮企業の年度ごとに納めた地方税金の増加額からの一部の資金。
- (三) 基金運用により生じた収益。
- (四) 農村集団経済組織、郷鎮企業、農民の志望で提供する資金。

第二十二条 郷鎮企業発展基金は、郷鎮企業を助成するために設立し、その使用の範囲については

- (一) 少数民族地域、辺鄙な地域、貧困地域に立地する郷鎮企業を支援する。
- (二) 経済発展途上地域、辺鄙な地域と経済発達地域間に、経済技術合作を行うことを支援する。
- (三) 郷鎮企業は、国の産業政策に従って、産業構造と製品構造を調整することを支援する。
- (四) 郷鎮企業における技術改良、新製品の開発、伝統手工芸品の生産を支援する。
- (五) 農業生産資料の生産、あるいは直接に農業生産に仕奉る企業を支援する。
- (六) 食糧、飼料、肉類の加工、貯蔵、運輸経営に従事する企業を支援する。
- (七) 郷鎮企業の教育訓練、技術研修を支援する。
- (八) 他の支援すべき項目。

郷鎮企業発展基金の設立、実施方法は国務院が規定する。

第二十三条 国は、積極的に郷鎮企業の人材を育成し、科学技術者、経営管理者及び大学、専門学校の卒業生が郷鎮企業に勤めるよう激励する。

郷鎮企業は、さまざまなルートを通じて技術者、経営管理者、生産者を育成訓練し、特惠条件により人材を引き入れる。

第二十四条 国は、郷鎮企業と科学技術開発部門、大学、国有企業、及び他の企業、組織が連携し、あらゆる面で経済技術合作を行うことを支援し、奨励する。

第二十五条 国は、郷鎮企業の対外経済技術合作・交流、輸出基地の育成、外貨が増加することを励ます。

条件を備える郷鎮企業に対して、自ら輸出入の権

限を与える。

第二十六条 地方各レベルの人民政府は、統一企画・合理配置の原則に従い、郷鎮企業の発展と小都市建設を連結させ、インフラの整備とサービス施設の建設を強化し、小都市建設に拍車をかける。

第二十七条 郷鎮企業は、市場の需要と国家産業政策に応じて、合理的に産業構造、製品構造を調整し、技術革新を強化し、先進技術、設備を採用するとともに企業経営管理水準を高める。

第二十八条 郷鎮企業の土地利用については、土地利用の総体的な計画に従い、合理的に利用する。荒地、劣等地が有する場合には、耕地、優良地を占用してはいけない。

郷鎮企業は、農村集団所有土地を利用する際に、法律・法規により許可手続と土地登録手続を履行しなければならない。

郷鎮企業は、農村集団所有土地を利用する際には、二年間連続使わずにおく、あるいは該当企業が停業により、一年以上使わずにおく場合には、土地所有者が土地使用権を回収する権力がある。

第二十九条 郷鎮企業は、法律によって合理的に自然資源を開発・使用するべきである。鉱物資源の採掘業に従事する郷鎮企業は、関連法律の規定に従い、関連部門の許可を得て、採掘許可証、生産許可証を取得しなければならない。または、正規の作業に取り組んで、資源浪費を防ぎ、資源破壊を禁じる。

第三十条 郷鎮企業は、国の関連規定に従い、財務会計制度を完備させ、財務管理を強化し、法律によって会計帳簿を設置して、財務状況を正しく記入しなければならない。

第三十一条 郷鎮企業は、国の統計制度に従って、真実の統計資料を上級機関に届けることが義務づけられ、国家規定以外の統計報告表に対して、企業は拒否権がある。

第三十二条 郷鎮企業は、法律によって税務登録の手続を取り、期限通りに納税申告を行い、全額で税金を納めなければならない。

各レベル人民政府は、郷鎮企業の税収に対する管

理を強化し、関係部門が権限を越えて、減税・免税を行ってはいけない。

第三十三条 郷鎮企業は、製品の品質を高めるために、厳格な品質管理制度を実施している。製品の品質が国家の規定した基準に達しなければならない。そして、「贗物」を生産・販売、人々や国家の利益を損なう違法な経営活動を禁止する。

第三十四条 郷鎮企業は、法律に基づいて商標を使い、企業の信用と名誉を重視すべきである。国家の規定により製品標識を作り、製品の産地・廠名・廠址を正しく表示する。偽称、偽造する行為を禁じる。

第三十五条 郷鎮企業は、環境保護の法律や法規を遵守し、国家産業政策に従い、地元の人民政府の指導を受けて、積極的に無汚染、低汚染、低資源消耗の企業を発展させ、環境汚染と生態破壊に配慮するとともに、環境を保護し、改善する。

地方人民政府は、郷鎮企業の環境保全の意識を高めるために、郷鎮企業環境保護計画を制定し、実施する。

第三十六条 郷鎮企業の建設には、環境に影響を及ぼす項目に対して、厳格な環境影響評価制度を遂行しなければならない。

汚染の防止・整備の施設の建設は、主体工事と同時に設計、同時に施工、同時に操業を始めなければならない。

郷鎮企業は、国家法律の禁じた、環境を汚染する生産設備の採用、製品の生産・販売を禁止する。国家・地方の規定した公害基準を超えた場合には、期限内に整備させ、定められた時期に改善しなかった場合に、法律に基づいて閉鎖、停止または転業させる。

第三十七条 郷鎮企業は、労働保護、労働安全などの関連法律・法規を遵守し、「安全第一、予防為主」という方針を貫くべきである。有効な労働衛生技術措置と管理措置を用いて、生産傷害事故と職業病の発生を防止する。従業員に危害を及ぼす、あるいは隠れた危険に対して、期間内に解決する。管理者が規則を違反して、従業員に危険作業をさせることを禁じる。生産傷害事故が発生した場合には、積極的に緊急措置を取り、適切に処理し、関連部門に報告する。

第三十八条 本法律の規定を違反して、次に掲げるいずれかの行為に該当する場合には、県レベル以上の人民政府の郷鎮企業行政管理部門が責任をもって改正させる。

- (一) 郷鎮企業の所有権を不法変更すること。
- (二) 郷鎮企業の財産を不法占有、無償使用すること。
- (三) 郷鎮企業の責任者を不法更迭すること。
- (四) 郷鎮企業の自主経営権を侵犯すること。

前項の行為により、郷鎮企業に経済損害をもたらした場合には、賠償責任を負う。

第三十九条 郷鎮企業は、組織と個人により不法で費用の支払、罰金、寄附金などを割り当てる行為に対して、監査、財政、物価と郷鎮企業の行政管理部門に告訴、摘発する権力がある。関連部門と上級機関が責任者に不法行為を停止させ、期限内にその財物を返還させる。関連部門が、直接の責任者に対して、状況の程度に応じて、それぞれ処罰する。

第四十条 郷鎮企業は、土地管理法、自然資源開発法、労働安全法、税法及び他の関連法律・法規に違反する場合には、関連法律・法規によって処理されるの他に、その改正した前に状況の程度に応じて、本法律が規定している優遇政策を部分的、あるいは全部的に停止させる。

第四十一条 郷鎮企業は、本法律の規定を違反して、農業支援という義務を履行しない場合には、郷鎮企業の行政管理部門によって改正させ、改正した前に本法律が規定している優遇政策を部分的、あるいは全部的に停止させる。

第四十二条 本法律の第三十八条～第四十一条の規定により、処罰された当事者は、異議がある場合に、法律に照らして行政複議の申請、または訴訟を起こすことができる。

第四十三条 本法律は1997年1月1日から効力が発生する。